

## 畜産経営災害総合対策緊急支援事業実施要綱

平成31年3月29日付け30農畜機第7748号  
一部改正 令和元年7月31日付け元農畜機第2874号  
一部改正 令和元年8月30日付け元農畜機第3426号

我が国における豪雨、大雪、台風、地震等の各種自然災害等により、畜産農家の経営に対して大きな影響を及ぼす被害が発生したことを受け、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、被災した畜産農家の経営継続・経営再開のための取組を支援してきた。

機構は、畜産農家の被災状況、資材等の確保に要する期間等を踏まえ、引き続きこれら被災した畜産農家の経営継続等のための事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって我が国の畜産生産基盤の維持・強化及び畜産物の安定供給に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### 第1 事業実施主体、事業の内容等

この事業の事業実施主体、事業の内容、事業の実施、補助金交付の手続等については、以下のとおりとするものとする。

- 1 酪農経営災害緊急支援対策事業  
別添1のとおり。
- 2 肉用牛経営災害緊急支援対策事業  
別添2のとおり。
- 3 養豚経営災害緊急支援対策事業  
別添3のとおり。
- 4 粗飼料確保緊急対策事業  
別添4のとおり。

## 第2 対象災害

本事業の対象となる災害、対象事業及び実施期間については、別紙のとおりとする。

## 第3 その他

独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度に終了した以下の事業については、なお従前の例によるものとする。
  - (1) 酪農経営支援総合対策事業実施要綱（平成28年3月31日付け27農畜機第5575号）第1の7に規定されていた災害緊急支援対策事業
  - (2) 肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第4380号）第2の5に規定されていた災害緊急支援対策事業
  - (3) 養豚経営安定対策補完事業実施要綱（平成26年3月31日付け25農畜機第5465号）第2の3に規定されていた災害緊急支援
  - (4) 粗飼料確保緊急対策事業実施要綱（平成28年10月7日付け28農畜機第3527号）第2に規定されていた事業

### 附 則（令和元年7月31日付け元農畜機第2874号）

この要綱の改正は、令和元年8月1日から施行する。ただし、令和元年度のツマジロクサヨトウの発生に伴う別添4の第3の3の事業に係る改正については、今年度当初に遡って適用するとともに、当該事業に係る着手の手続きについては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）14の規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業に係る取組を実施する者は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について自ら責任を負うことを了知の上で行うものとする。

### 附 則（令和元年8月30日付け元農畜機第3426号）

この要綱の改正は、令和元年8月30日から施行する。ただし、令和元年度のツマジロクサヨトウの発生に伴う別添4の第3の2の事業に係る改正について

は、今年度当初に遡って適用するとともに、当該事業に係る着手の手續きについては、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）14の規定にかかわらず、別紙様式第1号の交付申請書の備考欄の該当箇所に着手年月日を記入することにより行うものとする。この場合、事業実施主体又は事業実施主体から補助若しくは貸付を受けて事業に係る取組を実施する者は、補助金の交付決定までのあらゆる損失等について自ら責任を負うことを了知の上で行うものとする。

別紙

対象災害	対象事業	実施期間
<p>平成29年度大雪                      (平成29年11月から平成30年3月までの間における数度にわたる大雪をいう。以下同じ。)</p>	<p>酪農経営災害緊急支援対策事業                      別添1の第2の1の(1)から(4)まで並びに(5)のア及びイの取組</p>	<p>平成31年4月1日から令和2年3月31日まで</p>
	<p>肉用牛経営災害緊急支援対策事業                      別添2の第2の1の(1)から(4)までの取組</p>	
	<p>養豚経営災害緊急支援対策事業                      別添3の第2の1の(1)、(2)及び(4)の取組                      (緊急的な家畜の避難の伴う補改修等及び飲料水等の確保の取組を除く。)</p>	
<p>平成30年梅雨前線豪雨等                      (平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨(梅雨前線豪雨、台風第5号、台風第6号、台風第7号及び台風第8号)をいう。以下同じ。)</p>	<p>酪農経営災害緊急支援対策事業                      別添1の第2の1の(1)から(4)まで並びに(5)のア及びイの取組</p>	<p>平成31年4月1日から令和2年3月31日まで</p>
	<p>肉用牛経営災害緊急支援対策事業                      別添2の第2の1の(1)から(5)までの取組</p>	
	<p>養豚経営災害緊急支援対策事業                      別添3の第2の1の(1)から(4)までの取組                      (飲料水等の確保の取組を除く。)</p>	
	<p>粗飼料確保緊急対策事業                      別添4の第3の1及び2の取組</p>	

対象災害	対象事業	実施期間
平成30年北海道胆振東部地震	酪農経営災害緊急支援対策事業 別添1の第2の1の(1)から(6)までの取組	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
	肉用牛経営災害緊急支援対策事業 別添2の第2の1の(1)から(5)までの取組	
	養豚経営災害緊急支援対策事業 別添3の第2の1の(1)から(5)までの取組	
	粗飼料確保緊急対策事業 別添4の第3の1及び2の取組	
平成30年台風第21号	酪農経営災害緊急支援対策事業 別添1の第2の1の(1)から(6)までの取組	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
	肉用牛経営災害緊急支援対策事業 別添2の第2の1の(1)から(5)までの取組	
	養豚経営災害緊急支援対策事業 別添3の第2の1の(1)から(5)までの取組	
	粗飼料確保緊急対策事業 別添4の第3の1及び2の取組	
平成30年台風第24号	酪農経営災害緊急支援対策事業 別添1の第2の1の(1)から(6)までの取組	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
	肉用牛経営災害緊急支援対策事業 別添2の第2の1の(1)から(5)までの取組	
	養豚経営災害緊急支援対策事業	

対象災害	対象事業	実施期間
	別添3の第2の1の(1)から(5)までの取組 粗飼料確保緊急対策事業 別添4の第3の1及び2の取組	
平成30年硫黄山噴火 (宮崎県えびの市にある硫黄山において平成30年4月19日に発生した噴火をいう。以下同じ。)	粗飼料確保緊急対策事業 別添4の第3の2の取組	平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
令和元年度のツマジロクサヨトウの発生	粗飼料確保緊急対策事業 別添4の第3の2及び3の取組	植物防疫当局によるツマジロクサヨトウ防除の指導日から令和2年3月31日まで